



わくわく 大分労働局

2025

12

令和7年12月1日発行

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

毎年12月は厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間」です。職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

事業主の方は日頃から労働者の意識啓発など、ハラスメント防止対策の周知徹底を図るとともに、職場環境に対するチェックを行い、未然に対策を講じてください。

働く人自身も、仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていけることを心がけましょう。

厚生労働省開催

職場におけるハラスメント対策シンポジウム

12月10日 水 13:30~15:15

オンライン配信 参加無料

カスタマーハラスメント対策に取り組む業界団体の取組事例紹介やパネルディスカッションを行います。



申込はコチラ↑



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。 ※施行日は公布（6月11日）から1年6か月以内の日。

NO! カスハラ 事業主の義務になります

カスタマーハラスメントとは①②③の要素を全て満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③労働者の就業環境を害すること



NO! 就活セクハラ 事業主の義務になります

こんな場面で就活セクハラが起きています。



事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示されます。



ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

ハラスメントに悩んでいる方や、企業の担当者向けに、ダウンロードできる研修用動画・研修用資料、ハラスメントに関する裁判例、企業の取組事例など、様々なコンテンツを提供しています。



あかるい職場応援団

検索

発行

厚生労働省

大分労働局

大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル



大分労働局ウェブサイト



大分労働局 Instagram



大分労働局 YouTube



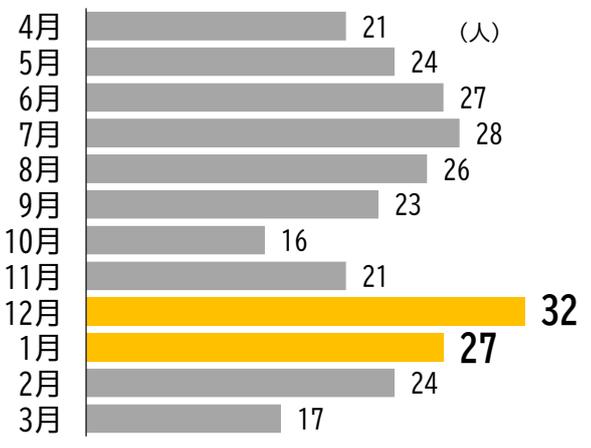
大分県内における労働災害は長期的には減少しているものの、近年は増減を繰り返しながら増加傾向にあります。年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検等の作業があります。労使で運動に取り組み、無事故で年末年始を過ごしましょう。

【標語】「年末」感謝の総点検
「年始」も笑顔で無事故の発進
【期間】令和7年12月1日～令和8年1月15日
【事業場の実施事項】
経営トップによる安全衛生の決意表明や安全パトロールの実施や大掃除を契機とした4Sの徹底等



大分労働局
労働基準監督署

過去20年 月別死亡労働災害 | 全産業



過去20年の年末年始期間中、労働災害により59人が亡くなっています。
12月は1年の中で、最も多くの死亡労働災害が発生しています。

大分県特定最低賃金を12月25日から改正します

大分労働局長（秋山 雅紀）は、令和7年10月22日までに大分地方最低賃金審議会（会長 井田 雅貴）から答申がありました特定最低賃金の改正について、すべて答申のとおり改正することを決定しました。改正する特定最低賃金は、令和7年12月25日に適用（統一発効）となります。大分労働局は、大分県最低賃金（時間額1,035円 令和8年1月1日発効）と併せ、これら特定最低賃金の改正についても周知を図っていきます。

特定最低賃金(時間額) 令和7年12月25日から

鉄鋼業 鉄族鋳物製造業、鋼板の切削加工、鉄スラップ処理業など	1,176円	非鉄金属製造業 銅の製錬、アルミの再生、電線・ケーブルの製造業など	1,116円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 家庭用・業務用の電化製品、携帯電話? ICなどの製造業	1,066円	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 造船、船の修理、自動車・自動車部品の製造業など	1,055円
自動車(新車)小売業 自動車新車の販売業	1,061円	各種商品小売業 令和7年度は改正がありませんでした。令和8年1月1日から大分県最低賃金 1,035円 が適用されます。	1,035円

CHECK

～ハローワークに求人を提出している事業主の皆様～
求人票に記載されている賃金額をご確認ください!

最低賃金を下回る求人については、法令違反となるため、受理及び公開ができません。ハローワークに求人を提出している事業主の皆様におかれましては、求人票に記載されている賃金額が、就業地における地域別最低賃金を下回っていないか確認をしていただき、必要に応じて変更の手続きをお願いいたします。なお、試用期間中の賃金や固定残業手当の1時間あたりの金額についてもご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点につきましては、求人を提出している管轄のハローワークまでお問い合わせください。



労働保険の手続きは電子申請でカンタン・便利に!

- メリット1**
大量の申請書類への記入も簡単&スピーディー。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げる。
- メリット2**
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出が24時間365日可能。電子申請のアカウントは様々な行政機関の申請にも利用可能。
- メリット3**
申請・届出用紙の入手は不要。窓口までの移動費などを大幅に削減でき、業務改善につながる。

一度設定すれば、後の申請がラクになる!

詳しくはこちら!

